

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一

佐賀県議会規則第1号

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則

佐賀県議会会議規則（昭和32年佐賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（欠席の届出） 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	（欠席の届出） 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。